

平成26年度第4回相生市子ども・子育て支援事業推進委員会 会議録

日時

平成27年3月19日(木)午後1時30分から午後2時40分

場所

総合福祉会館 301研修室

出席委員

服部委員、原子委員、福島委員、米澤委員、北岡委員、賀川委員、江林委員、潮見委員

欠席者

鹿島委員、祐延委員、宮崎委員、平田委員、遠藤委員、平野委員、中川委員

事務局

子育て支援室 清水室長、森中副主幹

傍聴者

なし

議題

- (1) 子ども・子育て支援事業計画(案)パブリックコメントの結果について
- (2) 利用者負担額について
- (3) 教育・保育施設の利用定員について
- (4) その他

資料

配布資料一覧

- 資料1 子ども・子育て支援事業計画(案)パブリックコメントの結果について
- 資料2 利用者負担額について
- 資料3 教育・保育施設の利用定員について

【委員長】

それではまず、子ども・子育て支援事業計画(案)パブリックコメントの結果についての説明をお願いします。

【事務局】

《資料1説明》

【委員長】

ありがとうございます。

特に強い意見はなかったということですが、計画共々まずまず妥当であると認識して良いと考えます。

何か委員の皆様からありますか。

【委員】

異論なし

【委員長】

次に、利用者負担額についての説明をお願いします。

【事務局】

《資料2説明》

【委員長】

ありがとうございます。

何か委員の皆様からご質問・ご意見などありますか。

【委員】

資料中の「備考」の2番目で「最年長の児童から順に」というのは、要は小学校就学前までの間に連れ添う兄弟姉妹、最年長はこのままの費用負担で2人目からということですか。

【事務局】

2人目の方は半額で3人目以降の方は無料です。

【委員】

例えば5人兄弟姉妹がいるとして、一番上が小学校に行っています。2人目の方が年少から小学校3年生までの間にいらっしゃる場合はどうなるのですか。

【事務局】

2号・3号については0歳から就学前のお子さんの年齢の幅でみますので、小学校のお子さんがいらっしゃったらその方は最長子と数えないということになります。1号については年少から小学校3年生まで、3才から小学3年生までの間で、その最長子からの順でみます。従いまして、1号と2号・3号の認定では年齢の範囲が違います。5才までの年齢は同じですが、3才からのお子さんが1号なら対象ですので、上が小学3年生までの間で、

お子さんの第2子・第3子の順番をみることになります。2号・3号については0歳から就学前のお子さんまでの間が対象になりますので、その間で最長子・第2子・第3子を判断することになります。

【委員長】

「市内の公立幼稚園を利用する場合の利用者負担額は無料です」とありますが、テレジア幼稚園を利用する場合はどうなるのですか。

【事務局】

テレジア幼稚園は認定こども園ですので、認定こども園テレジア幼稚園の1号部分をご利用の場合は、この1号認定用の利用者負担額を用います。

認定こども園ですので、2号・3号部分の保育所部分がありますので、その部分については2号・3号の表を用いて利用者負担額を決定します。私立の幼稚園になりますので、この表を使います。

【委員長】

市内の公立幼稚園はどうですか。

【事務局】

市内の公立幼稚園のみ利用の場合は無料になります。

【事務局】

相生市のお子さんが市外の認定こども園の幼稚園部分を使われる場合も、同じこの表を使ってお支払していただくことになります。子どもの居住地の表を使って利用者負担額が決まります。

【委員長】

他に疑問点などありますか。

総じて従来の利用者の今まで使っていた負担額よりも高くなったということはないですか。

【事務局】

高くなっていません。水準的には額は変わっていませんので、同じ数字を用いて同じ金額になるような水準に設定しています。

【委員長】

利用者の方にとって、これは金額の面ですので非常に大事なことです。お認めいただけますでしょうか。

【委員】

異論なし

【委員長】

ありがとうございました。次は、教育・保育施設の利用定員についての説明をお願いします。

【事務局】

《資料3 説明》

【委員長】

細かいことでも結構ですので、何かお気付きの点はありますか。

「利用定員」と「認可定員」ともう1つ「施設定員」という言葉があるのですね。「施設定員」と「認可定員」はイコールではないということですか。

【事務局】

そうです。公立幼稚園の場合は「認可」がなかったので、「認可定員」のことを「施設定員」と示しております。

【委員長】

相生市の場合、今のこの定員設定に関して、懸念されることは今後ありますか。

【事務局】

先程も申しましたように、今の認可定員自体は平成26年度までの認可定員と同数です。実際の入所は今設定している利用定員を超えた入所、受け入れの取り扱いで弾力化運用をしないといけない状況になると思います。今後利用定員を超えた入所で、2か年を超えて120%を超えるなら見直しを必ずしないといけないこととなりますので、平成27年度中になるべく適切な利用定員の設定ができるように考えています。

【委員長】

幼稚園のほうはかなり余裕がありそうですね。

それでは利用定員についてお認めいただけるということでよろしくお願いします。

最後に、その他について何かありますか。

【事務局】

事務局のほうでは特に申し上げることはありませんが、何かありましたらお願いします。

【委員長】

委員の皆様からこれまでの議論で何か気になる点はありますか。

【委員】

利用定員に関係するかもしれませんが、保育所の待機児童が全国的に問題になっていると思いますが、相生市の現状はどうなっているのでしょうか。

【事務局】

現在は待機児童は0人です。

【委員】

希望する保育所には入れないことはありますか。

【事務局】

それはあります。第3希望まで出していただいていますので、その中で第1希望に入所できず待っている方は待機児童とは呼ばなくて、「この保育所しか行きません」という方は待機児童ではないので、市内の保育所のどこかに入れるのであれば待機児童ではないということになります。

ただ、来年4月の入所申し込みが大変多くなっています、去年より60人程多く出ています。というのも、求職中の時点での申し込みが可能になりましたので、相生市の場合は以前から求職中、ハローワークに行くためにということでお預かりを弾力的にしていたのですが、それが法律上良くなったので増えたのかと思います。それとも、0歳児や1歳児が増えていますので、育休を取られて復帰される方が増えてきているのかと思います。状況を分析している途中ですが、大分件数は増えてきていて、この利用定員についてはやはり考え直していかないといけないと思います。相生市の場合も去年まで120%を超えて弾力的に運用させていただいて、施設上、子どもさんが入れない状態にはなっていませんが、許される範囲で先生の数が子どもの人数に足りていればお預かりしている状況です。施設の利用定員から120%超えたようなお預かりをしていますので、そういうことがないような利用定員の設定をしなないといけない指導も受けております。

平成27年度1年かけて各施設と協議をしていきたいと思っています。またこの会議にもその人数を図らせていただきたいと思います。

【委員】

ありがとうございます。子育てひろばの中でよくお母様方から保育所について不安の声がありましたのでお尋ねしました。

【委員長】

保育士不足が問題ですね。私も求職中の若い方はおられますかとよく聞かれますが、そういった現状が実際に相生市にもあると思いますので、これから目配せも必要になると思います。

何かこの辺りで気付いた点がありますか。

比較的早めに辞める先生もいますし、行動的な問題もあります。

【事務局】

公立も含めてどこの保育所も足りなくて先生を探しています。本当はもう少し施設としては預けることができるんですが、先生が足りないのでも子どもの数が限定されてしまうことになっています。

全国では私立の保育所、認定こども園は全国回って人材を獲得されています。単身赴任でその方だけ遠くから来られてこちらに住まれるという方もいらっしゃるって、大変な思いをされているようです。

公立もいまだに募集をかけていますが、なかなか人数が集まらないのが現状で、現在も募集中です。

【委員長】

委員の皆様他にありますか。

それでは今後のスケジュールをお願いします。

【事務局】

本日のこの推進委員会でお諮りさせていただきました内容のご報告になると思いますが、また27日の年度末になりますが、子ども・子育て会議を開催させていただく予定です。その会議で計画の策定を今日と同じようなかたちでご報告し、協議をしていただきます。

【委員長】

議事はこれで修了させていただきます。

これまで長きにわたって子ども・子育て支援制度の協議に関わっていただきましてありがとうございました。

皆様のご協力をいただきまして無事協議を終えることができたと思っています。

今後この計画がいよいよスタートします。どうぞまた関心を持っていただきまして、貴重なご意見を頂戴したいと思います。本当にありがとうございました。

以上